

意見提出者	個人
1. 項目	携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008年6月に携帯電話のフィルタリングの義務化を中心とした青少年ネット規制法が成立され、2009年4月から施行されている。</p> <p>東京都等の地方自治体が青少年健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を推し進めようとしている。</p> <p>東京都では既に廃案となった青少年健全育成条例の改正案の中にフィルタリングの義務化の一環としてフィルタリングされている携帯を子供に持たせようとする案が含まれていた。しかし、この案は都議会において反対が多かったため結局成立はされなかった。反対理由として、携帯の機能をさらに低下させた物を子供に持たせることはどうなのかという意見があった。フィルタリングを使えば、携帯で得られる情報は限られるためこの意見は妥当で改正案が廃案になったのも当然である。</p> <p>現在、18歳未満の人が契約をした場合フィルタリングがかかってしまうがフィルタリングがかけられてしまうと政治家の名前を検索できなくなり、さらにツイッターが利用できなくなってしまう。ツイッターに関しては閲覧規制の対象となるブラックリストにも含まれている。これに関し、ソフトバンクの社長である孫正義氏が「大人と学生がコミュニケーションできない、そんなナンセンスなことは許されない」と答えている。 (http://www.j-cast.com/2010/05/18066713.html?p=all 参照)</p> <p>先の出会い系サイト規制法に絡めると、ツイッターでも異性と出会えることができるため出会い系サイトの一つと見なされる恐れもある。</p> <p>携帯フィルタリングについて、ブラックリスト方式であるならば、まずブラックリストに載せる基準の明確化から行なうべきである。また、不当なブラックリスト指定については携帯電話事業者がそれぞれの基準に照らし合わせ無料で解除する簡単な手続きを備えてあればそれで良く、健全サイト第三者機関などは必要ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法 ・各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）
4. ICT利	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法を廃止する

活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。
------------------------------	---